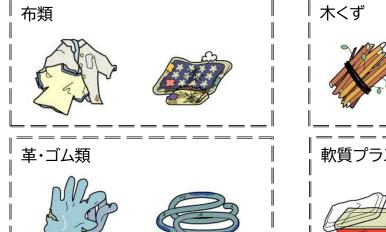
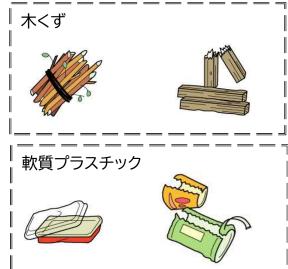
生ごみ出しま宣言袋を使って出せるもの・出せない

出せるもの(OK)

①生ごみ以外の燃えるごみ





- ②生ごみ処理機で処理してもたい肥化できないもの 食肉の骨(牛・豚・鳥)・硬い貝殻など
- ③生ごみ処理機による処理後の乾燥したもの 乾燥式の電動式生ごみ処理機で処理し終わったもの

出せないもの(NG)

・生ごみ(野菜・魚・肉などの調理くず、果物くず、食べ残しなど全て) 生ごみ処理機に投入できないものは出せます。

特に電動式生ごみ処理機は製品ごとに投入できるもの・できないものが異なりますので、**取扱説明書などをよくご確認ください**。

- ※よく生ごみ処理機で投入できないとされているもの
- ・食肉の骨・貝殻
- ・果物の種(固いもの)
- ・汁・スープなどの液体
- ・酒かす・焼酎などで漬けた果実・薬草など
- ・多量の卵の殻(製品の目安を守ればOK)
- ・多量の柑橘類の皮(製品の目安を守ればOK)